

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の2」を「第3条の4」に改め、「第43条」を削り、「第44条」を「第43条」に、「第4節 拡声機騒音の規制(第45条・第46条)」を「第4節 石綿排出等工事における石綿の飛散の防止(第44条～第44条の6) 第5節 拡声機騒音の規制(第45条・第46条)」に、「第5節 飲食店等」を「第6節 飲食店等」に改める。

第3条の2の次に次の2条を加える。

(吹付け石綿等)

第3条の3 条例第2条第16号に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- (1) 吹付け石綿
- (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(前号に掲げるものを除く。)

(石綿排出等作業)

第3条の4 条例第2条第17号に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体する作業
- (2) 吹付け石綿等が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

第43条を削る。

第44条中「第52条」を「第51条」に改め、第5章第3節中同条を第43条とする。

第5章中第5節を第6節とし、第4節を第5節とし、第3節の次に次の1節を加える。

第4節 石綿排出等工事における石綿の飛散の防止

(管理体制の整備)

第44条 条例第52条の規定による管理体制の整備は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 石綿排出等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者、石綿排出等作業を実施する事業者並びに条例第52条の3の規定による測定を実施する事業者からなる管理体制を整備すること。
- (2) 石綿排出等作業に係る管理、条例第52条の2の規定による周知、条例第52条の3の規定による測定並びに条例第52条の7第1項の規定による通報及び措置に関する分担及び非常時の連絡に必要な事項を明らかにした管理体制図を作成すること。

(住民等への周知)

第 44 条の 2 条例第 52 条の 2 の規定による周知は、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省、通商産業省令第 1 号）第 16 条の 4 第 2 号の規定による掲示板の設置を除くほか、説明会の開催、戸別の訪問、印刷物の配布その他の方法により行うものとする。

2 条例第 52 条の 2 の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿排出等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者の連絡先
- (3) 石綿排出等工事の場所、予定期間その他の概要
- (4) 吹付け石綿等の種類及び使用箇所
- (5) 石綿排出等作業の種類及び予定期間
- (6) 石綿の飛散を防止するための措置の概要

（大気中の石綿濃度等の測定）

第 44 条の 3 条例第 52 条の 3 の規則で定める工事は、大気汚染防止法第 18 条の 20 の規定により大気汚染防止法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事（同表の 6 の項下欄イの規定により同表の 1 の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない場合を含む。）とする。

2 条例第 52 条の 3 の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防止法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イの規定により隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。

- (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う日における当該除去の開始後の速やかな時期
- (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7 日を超えない期間につき 1 回以上

3 条例第 52 条の 3 の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況（その周囲の状況を含む。）を明らかにして記録し、その記録を 3 年間保存しなければならない。

（石綿排出等作業に係る届出）

第 44 条の 4 条例第 52 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、石綿排出等作業管理計画等届出書（第 19 号様式）により行うものとする。

（石綿排出等作業の完了の報告）

第 44 条の 5 条例第 52 条の 6 の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書（第 20 号様式）により行うものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第 52 条の 3 の規定により大気中の石綿の濃度等を測定した場合にあっては、当該測定結果
- (2) 大気汚染防止法第 18 条の 23 第 1 項又は第 2 項の記録

（非常時の措置の報告）

第 44 条の 6 条例第 52 条の 7 第 2 項の規定による報告は、石綿飛散防止に係る応急措置等報告書（第 21 号様式）により行うものとする。

第 94 条第 1 項第 2 号中「第 6 章第 5 節」を「第 6 章第 4 節及び第 6 節」に改める。

別表第 17 の 1 (1) の表に次のように加える。

石綿	1 本/0 以下	知事が別に定める測定の方法
----	----------	---------------

第 3 号様式（付表 5 の 2）中

「 蒸気返還方式接続設備」を

「 蒸気返還方式接続設備 凝縮式処理設備
 吸着式処理設備 その他（ ）」に改める。

第 16 号様式の 3（表）、第 16 号様式の 4（2 面）及び第 16 号様式の 5 中「特例措置利用届出書届出年月日」を「特例措置事前届出書届出年月日」に改める。

第 19 号様式から第 21 号様式までを次のように改める。

第 19 号様式（第 44 条の 4 関係）（表）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

石綿排出等作業管理計画等届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名（法人にあつては、名称）
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 52 条の 5 第 1 項（第 2 項）の規定により次のとおり届け出ます。

石綿排出等工事の名称		
石綿排出等工事の場所		
石綿排出等作業の 実施予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
△ 管 理 体 制 (管 理 体 制 図)		
周知計画	周知実施予定 年 月 日	
	周 知 方 法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 印刷物の配布 <input type="checkbox"/> その他 ()
	△ 周 知 対 象	
	△ 周 知 内 容	

(裏)

石綿濃度測定計画	測定実施予定年月日	
	△ 測定 の 場 所	
	測定をする者の氏名 又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電 話 番 号
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号	(内線)

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入してください。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第 20 号様式（第 44 条の 5 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

石綿排出等作業完了報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名 } { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 52 条の 6 の規定により次のとおり報告します。

石綿排出等工事の名称	
石綿排出等工事の場所	
石綿排出等作業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

備考 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第 21 号様式（第 44 条の 6 関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

石綿飛散防止に係る応急措置等報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名（法人にあつては、名称）
及び代表者の氏名

代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 52 条の 7 第 2 項の規定により次のとおり報告します。

石綿排出等工事の名称		
石綿排出等工事の場所		
事 故 原 因		
経 過	事 故 発 生 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
	通 報 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
	通 報 機 関	
措 置 内 容		
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号	(内線)

備考 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第2条 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
第19号様式（裏）中

「

連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)
-------	---------------------------------

を

」

「

△大気汚染防止法第18条の 15第1項又は第4項の規 定による調査の結果	
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第1条中第3号様式（付表5の2）、第16号様式の3（表）、第16号様式の4（2面）及び第16号様式の5の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。